

山口市スポーツ全国大会等出場賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ振興を図るため、スポーツに関する全国大会等へ出場する個人及び団体に対する賞賜金の交付について必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世界大会 オリンピック大会、アジア競技大会、ユニバーシアード及び各競技の世界選手権大会
- (2) 国際大会 2カ国から数カ国で行う交流競技会
- (3) 全国大会 全国高等学校総合体育大会、各競技の全国選手権大会
- (4) 親善競技会等 スポーツ競技の普及と愛好者の拡大、又は、スポーツを通じた親睦や交流を目的とした大会
- (5) 申請者 賞賜金交付対象者、交付対象者の親権者、又は、交付対象者が属する団体の関係者

(賞賜金の交付対象)

第3条 交付対象は、次の各号に定める市内に在住する者(その属する団体の所在地は問わない。)又は市内の学校に通学する者とする。

- (1) 国、地方公共団体又はアマチュアスポーツ組織及びその加盟団体が主催する世界大会、国際大会及び全国大会に選手として出場する個人又は団体
- (2) 国民体育大会に山口県代表選手として出場する個人

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは交付の対象外とする。

- (1) 山口市又は他市町村から賞賜金に類するものを受け取っている個人又は団体
- (2) 出場者を特定の企業(系列を含む。)、政治団体、宗教団体に限定した大会及び親善競技会等に出場する場合

(賞賜金の額)

第4条 賞賜金の額は、予算の範囲内で別表に定めるものとする。

(申請手続)

第5条 申請者は、原則、大会出場10日前までに賞賜金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号に規定する者は、申請手続を省略することができる。

- (1) 予選及び選考結果のわかるもの
- (2) 大会要綱(予選大会も含む。)
- (3) 出場選手等の住所若しくは在学等がわかるもの又は出場者名簿(様式第2号)

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条の規定による賞賜金交付申請があった場合は、第3条の交付対象に該当するか否かを審査の上、該当する場合は、賞賜金を交付するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに市長に報告しなければならない。

2 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合、市長は、前条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は必要に応じて変更するものとする。

- (1) この要綱に違反した場合

- (2) 交付対象大会に出場しなかった場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付対象大会の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 交付対象大会終了までの間に、交付対象者としてふさわしくない行為があると認められた場合

(賞賜金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により賞賜金の交付決定の取消しを行った場合、該当者に対し、既に交付した賞賜金について、期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行するものとするが、平成22年3月31日までは経過措置期間とし、その支出費目、支払い方法等については従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に開催される世界大会、国際大会、全国大会及び国民体育大会に出場する個人又は団体からの申請について適用する。

別表（第4条関係）

	賞賜金の額
第3条第1項第1号による者	個人 5,000円／人 団体 4,000円／人（上限50,000円。）
第3条第1項第2号による者	5,000円／人

備考

- 1 選手人数は大会要綱等で定められた人数を限度とする。
- 2 当該全国大会等に出場するチームの構成選手が3名以上の場合を団体と扱う。
- 3 同一大会に個人と団体に重複して出場する者は、個人として交付する。
- 4 山口県代表に選抜され、出場する選手については、個人扱いとして支給する。この場合、各個人での申請を原則とする。ただし、代表の過半数の交付対象者が同一学校・クラブ等で構成された選抜チームについては、団体扱いとする。